

第5回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成26年8月27日（水） 10:00～15:00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、小早川光郎構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 末宗徹郎内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、谷史郎内閣府地方分権改革推進室参事官、池田達雄内閣府地方分権改革推進室参事官、高角健志内閣府地方分権改革推進室参事官

※提案団体出席者については配布資料を参照

主な議題

平成26年の提案募集方式に係る重点事項について（提案地方公共団体等からのヒアリング）

提案地方公共団体等からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番44：保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲（兵庫県、群馬県）>

（高橋部会長）兵庫県では、保安林指定解除の農林水産大臣許可が下りるまで、平均でどの程度の期間を要するのか。

（兵庫県）平均で6～7カ月程度要する。

（高橋部会長）資料4の1ページに記載されている8番の事例では、国が県へ指定解除相当の予定通知を発出する際の確認で、2番の事例では、県の事前協議の段階で、時間を要したのか。

（兵庫県）8番は国の予定通知に529日要しているが、国に他の解除案件が集中した等の事情があるのではと推測している。

（高橋部会長）仮に、保安林の指定、解除権限を都道府県へ移譲した場合、2以上の都道府県にわたる流域における都道府県間の調整については、どのように行うつもりか。

（兵庫県）兵庫県内で、2県にまたがる一級河川は神崎川と由良川である。神崎川は大阪府と、由良川は京都府と接しているが、当県も含め、いずれも関西広域連合に参加しているため、その枠組みの中で調整が可能である。

（小早川構成員）一つ一つの河川によって地域事情も異なるため、全国一律に権限を移譲するのではなくて、関係府県が共同で手挙げ方式を活用して、選択的に権限を移譲することも考えられるのか。

（兵庫県）そのとおり。

（高橋部会長）群馬県では、保安林解除権限の移譲を考えるに当たり、「軽微な改良工事」という概念をどう捉えているか。

（群馬県）流域にある他県に影響を与えない工事等を想定しているが、今後、具体的な定義の検討をしていきたい。

（高橋部会長）「軽微な改良工事」の例として、曲線改良や法面保護を出しているが、それ以外にも具体例を示してほしい。

（磯部構成員）曲線改良等の「軽微な改良工事」は、林道の幅員が4メートル以下か4メートルを超えるかで、土地の区画形質変更許可として知事が処理できるか、大臣の許可の下、保安林解除が必要か、仕組みが異なるが、件数はどちらが多いのか。

（群馬県）幅員4メートル以下の林道の形質変更は、保安林内作業許可でも改良工事を行える。道路管理上、地目が保安林のままでは都合が悪い場合や、災害対応ではないケースなど時間的余裕がある場合に、保安林指定解除で対応していることが多い。4メートル以下と4メートル超の件数の割合は、4メートル超の方が多。

（小早川構成員）林道であれば、保安林解除をしなくて、保安林の施設として設置できるということだが、群馬県の提案では、まず林道としてつくり、その後県道、市道に移管する想定か。

（群馬県）林道だけではなく、両脇が保安林指定されている市町村道、県道等も、今回提案している権限移譲の対象としている。

（小早川構成員）県道、市道を保安林の中で整備する場合には、本来は保安林解除をして整備するものだが、ま

ず作業許可で林道として整備し、その後で保安林解除し、県道、市道に変更するというものもあるのか。

(兵庫県) 資料4の1ページに記載されている、その他の保安林解除の支障事例として挙げたふるさと林道は、保安林内作業許可で整備した後に市町道に移行する予定であったが、保安林解除ができず、林道のまま県で管理しているもの。作業許可で設置した林道を保安林解除し、県道、市道に変更した事例はない。

(池田参事官) 保安林内作業許可は、あくまで保安林の管理のために必要最小限な施設を造る場合の許可であり、恒久的な市町村道等は幅員に限らず、保安林内作業許可ではなく、保安林解除を行う必要があるものと理解している。

(小早川構成員) 群馬県の提案では、道路部分だけでなく法面の工事を行うには、作業許可ではなく保安林解除が必要という事情なのか。

(群馬県) そのとおり。例えば市町村道や県道が保安林の中を通っていて、土砂崩れ等の災害が起こった場合、道路部分は普通林であるから工事を行えるが、法面を工事する場合に保安林指定解除が必要になるということ。

(小早川構成員) 保安林指定解除は法面の工事のために必要なのか、それとも、恒久的に解除してしまっ、将来に向けても道路の補修と併せて法面も管理するため、指定解除した方が良いということなのか。

(池田参事官) 群馬県の提案の趣旨は、立木の伐採については、治山治水、防災の観点からすれば、保安林内作業許可であろうと保安林指定解除であろうと可能ならば、その部分については、保安林指定権限も移譲していいのではということである。

(伊藤構成員) 兵庫県の説明の中で、保安林内作業許可で対応した場合には保安林指定解除ができないということだが、どのような趣旨か。

(兵庫県) 保安林内作業許可で対応できるものについては、保安林解除をする必要がなく、解除はできないということであったが、最近では、管理形態の変化等により、保安林指定解除が適当となった場合には、解除も可能になってきている。

<通番 45：都道府県による保安林の指定、解除に係る国の同意協議の廃止（兵庫県）>

(小早川構成員) 兵庫県の提案について確認するが、資料3の10ページの「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等」に「大臣権限の保安林解除については、都道府県知事が委託を受けている」旨の記述があるが、これはどういう意味か。

(兵庫県) 重要流域外の1～3号までの保安林について、「法定受託事務」として、県で指定解除を行っているということである。

(小早川構成員) 同じく、資料3の10ページの「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等」に記載されている、「農林水産大臣の同意の基準等を定めて～」というのは、どういう意味か。

(兵庫県) 解除面積が大きい場合、国の同意協議が必要であるため、国で同意基準を設けている。

(小早川構成員) 国が定めた同意基準について、既に都道府県の段階できちんと適用して審査をしているため、国では形式的な審査しか行われれないということか。

(兵庫県) そのとおり。

(磯部構成員) 先程の保安林解除であれば予定通知を国から得るまでの間で、あるいは、保安林指定解除についての国の同意協議であれば正式な手続の前段階で、国との非公式な調整は行っているのか。

(兵庫県) 近年は、判断がつかずに国へ相談するという事はない。ただ、大臣協議案件など、面積が大きいものは、県が最終的に責任を持つが、国に対して、事前に情報共有をしている。

(磯部構成員) 国の同意で保安林解除ができる案件であれば、同意の基準が具体的に示されていて、県にも技術的な能力もあるため、十分判断できるということか。

(兵庫県) そのとおり。

(小早川構成員) 保安林指定解除と併せて、群馬県は、軽微な改良工事という道路に関する提案を出しているが、兵庫県においても、特に道路の案件について支障事例はあるか。

(兵庫県) 災害復旧に関して、大きな災害の後には復旧計画を吟味する時間もかかるが、保安林指定解除の手続についてスピーディに進めたいと考えている。また、確定告示までに時間がかかり、民間事業者が待ちきれず解除予定保安林の分合筆等を行ったため、解除行為が無効になった例もある。

<通番 46：都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止（福島県）>

(高橋部会長) 実際に国との同意協議の過程で修正を求められるなどの案件があったのか。

(福島県) 昨年度、原子力発電所が所在する浜通り地方が地域森林計画の改正時期であったが、地域住民の立ち入り規制がされている国有林、民有林を合わせて8万ヘクタールほどの区域については、国と十分に協議をする必要があったことから市町村別の計画策定を見送っている。これまで通常の計画変更、樹立はスムーズにきているが、今後この8万ヘクタールについて、国と協議を行い、どのように扱っていくかなど、危惧はしている。

(高橋部会長) 福島県の主張は特区的な形で、震災、原発対応のために県の独自の判断で、迅速な対応をさせて欲しいとの主張にも聴こえるが。

(福島県) 今後想定される支障は震災関連であるが、現状として、地域森林計画は、森林の整備等について関係市町村との調整をしながら4月から検討を進め、9月ごろに計画案ができ、国と事前調整し、11月以降、森林審議会等に諮問し、県民への公告、縦覧を行い、最終的にまとめたものについて正式に国に協議している。全国森林計画に即して県独自の判断で策定する地域森林計画において、事前調整を経た後に再度協議し、同意を受けるといふことはいかなものか。

(小早川構成員) 福島県の提案は、国との同意を要する協議が法定されているが、国との間で計画の中身については事前協議を十分行っており、その上の法定の協議、同意の手続は形式だけで、無駄ではないかという趣旨か。

(福島県) そのとおり。

(小早川構成員) 国との事実上の協議は必要であるとして存続することを前提にした提案であり、同意を廃止するべきということは分かるが、協議制の運用改善ではなく、法定の協議は廃止し、届出か報告にしたいという趣旨はどういうことか。

(福島県) 最終的に知事の判断で策定した計画について、法定の協議・同意を経た後で、さらに国への報告を義務付けており、これは地方分権の観点からいかなものかという考えから協議・同意を廃止し届出としてほしい旨提案させていただいたところ。

<通番 40：消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲（東京都）>

(小早川構成員) 平成25年4月施行の消費者安全法改正に当たり、財産的被害についての新しい仕組みにおける都道府県の権限行使の範囲を議論したところ、結局、勧告・命令は消費者庁が行うことになり、あとは施行状況を見てということであった。法律上は、都道府県から消費者庁に勧告・命令を求める仕組みはあるか。

(東京都) ある。

(小早川構成員) 実際に行使されたことはあるか。

(東京都) 過去1年半はなかった。いくつか検討の俎上には上ったが、まず、特定商取引法（以下「特商法」という。）に該当するか否かを判断し、該当しないものについては、条例又は消費者安全法の対象として検討したが、消費者が聴取に応じないことや、調査の途中で事業者がいなくなってしまうこと、あるいは消費者庁自身が取り組むということもあり、たまたまこれまでは当該権限の行使がなかった。

(小早川構成員) しかし、制度の問題として、都道府県が主体的に判断することが必要な場面はあり得るため、権限を付与してほしいということか。

(東京都) そのとおり。権限移譲が行われれば、都道府県が主体的な判断のもとに素早く動けるようになり、スピード感を持った対応ができる。

(伊藤構成員) 他の地方公共団体の区域に対する権限の行使という点だが、特商法と同様の対応ができるように、消費者安全法の権限についても、都道府県へ移譲してほしいという趣旨であると理解していいか。

(東京都) そのとおり。基本的に特商法と同様にしてもらいたいということである。

(伊藤構成員) また、仮に消費者安全法の権限が移譲された場合、例えば、神奈川県内の事業者が起こした事案について、東京都が勧告・命令の権限を行使するときに、神奈川県も勧告・命令の権限を行使したいときには、相互に事業者に乗り入れる形になるのか。

(東京都) 例えば、東京都内で不当な取引行為があった場合、どこが所管するという話の決めができれば、特商法と同様の仕組みができる。各都道府県が行う業務停止命令は、あくまでも当該県内のみで効果が生じるものであり、例えば、神奈川と東京でそれぞれ業務停止命令を出しても、齟齬は生じないというのが特商法の仕組みである。それと同様の仕組みを調整できるような法の立て付けができればと考えている。

(小早川構成員) 本社と問題の起きた場所とが複数都道府県にまたがっている場合、現行制度の下では、他の都道府県との横の連携や役割分担の関係によっては、消費者庁が対応することが主として予定されているのではないか。

(東京都) 事業者が所在する都道府県が担当するため、その県域を超えていくもの、特に電話等で勧誘を行っていれば全く所在地とは無縁に取引は広がっていくため、仕組みを調整できる範囲は相当あるのではないか。

(高橋部会長) 国に勧告・命令措置を求めた例はなかったとのことだが、東京都では委任された権限を使って報告徴収、立入調査を実施した例は多いのか。

(東京都) 結果的に、立入調査も含めた調査権限の行使までは至っていない。検討途中で落ちているのが実情である。

(高橋部会長) 資料3の14ページに記載されている提案の「求める措置の具体的内容」には、「報告徴収対象の拡大をする」と記述されているが、その下の「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等」では「報告徴収等を行うことができる対象は」となっており、「等」と付いている。県外での立入調査権限を「等」に含めて求めているのか、いないのか。

(東京都) 我々は報告徴収も立入調査も密接不可分だと考えており、本提案は、立入調査権限の拡大も求めるものである。

(高橋部会長) 都外の事業所に東京都の職員が立ち入って調査をすることができるようにしてほしいという理解でいいか。

(東京都) そのとおり。特商法も同様の制度となっている。

(小早川構成員) 特商法に基づく県外の事業所への立入調査は、どの程度行っているのか。

(東京都) 昨年度は、業務停止命令4件、指示処分が3件、指導として20件、合計27件の取組を5都県合同で実施した。その際にはおおむね合同で、処分・指導に向けた立入調査を行っている。

(小早川構成員) それは、連携の仕組みができていたため合同でできるということか。

(東京都) そのとおり。

(高橋部会長) むしろ、特商法の仕組みがあるため5都県が一緒にできる素地もあるということなのか。

(東京都) 実際は、5都県合同での取組が始まったのは平成16年度からであり、その意味では特商法の仕組みが設けられた後のことであるが、現在、制度をうまく各都道府県で活用し、効果を上げている。

<通番3：開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大（川崎市）>

(伊藤構成員) 今回の提案は、開発許可の技術的細目については条例委任されているが、条例を制定する際の基準が細かく設定されているため、条例で決められる余地が少ないという背景があるのであろうが、現在、それでも川崎市では条例を制定しているのか。また、他の指定都市等における状況を教えてほしい。

(川崎市) 都市計画法に基づき、開発面積が0.3ha以上の場合は公園が必要とされているが、開発面積に対する公園面積の割合等に関しては条例で強化、緩和できる。

本市では、公園面積の割合については、法で認められた最高限度での6%という強化を図る条例を定めている。しかし、開発面積を基準とした公園設置の必要性の有無については条例委任されていないことから、問題が生じており、今回の提案に至った。

他の地方公共団体についても、公園面積の割合については同様に条例化していると聴くが、公園の設置が必要となる開発面積の基準について条例で踏み込んで規定しているとは聴いたことがない。

(小早川構成員) 公園面積の割合を3%ではなく6%としていることで、かえって分割開発を招いているということはないか。

(川崎市) 指摘のような側面はあるかもしれない。しかし、一方で、3%という基準をそのままにすると、仮に0.3haの開発面積の場合には90㎡の公園が設置されることになり、小規模な公園しか提供されなくなるため、最低限度の必要性ということで強化している。

なお、都市計画法施行令第25条6号ただし書きには、周囲の状況を勘案して、特に必要がないと認められる場合は公園の提供を求めなくてもいいとする例外規定はある。だが、市内で小さな公園が比較的多い地域はあるが、全市的に見ると、1人当たりの公園面積は相当不足しており、例外規定を使って公園を求めないとまではできない。

以上の点から、0.3haを境に公園設置を義務付ける法の考え方自体が、本市の実情とは合っていないと考える。

ただ、全国的に見て、地価が高くない都市では、公園設置が問題とはなっていないことも考えられる。

(小早川構成員) 公園面積の割合は条例委任しながら、公園設置が必要な開発規模の基準は全国一律である点がアンバランスであり、後者も条例委任されれば、様々なやり方が考えられ、また、現行は従うべき基準となっている基準を参酌基準化すれば、より良いという2段階構えの提案ということか。

(川崎市) 然り。0.3haという面積の基準が何ら条例委任されていないことがこの問題のネックになっている。

(高橋部会長) 一律に公園設置が必要な開発規模の基準を緩和すると、どんどん公園が減っていくため、現行の基準は、公園の減少を防止する最低限度の基準だという意見が出る可能性もあるが、その点についてどう考えるか。

(川崎市) 今後検討課題であるが、公園の設置は、市全体の緑生関係の施策と大きく関連する。本市では、1人当たりの公園面積は不足している一方、小さな公園が多い。そうした中で、市の緑生関係の施策に基づいて、地区ごとに誘導すべき緑や公園を考え、ある程度公園の数がある地域では、公園の設置基準に代わる緑化に関する基準を設けるなどということが考えられる。また、基準の面積を0.5haなどある程度まとまった面積に引上げ、それ以下については緑地あるいは道路の緑化という観点で0.3haということにこだわらずに設置の基準を設けることなども想定される。

(高橋部会長) 街路樹のようなものを想定されているのであろうが、それ以外に何かあるか。

(川崎市) ある程度の歩道付き道路を整備させ、植樹柵をつけさせたり、道路緑化を推進させたりすることが考えられる。

(磯部構成員) 政令の例外規定があまり使われていない理由として、1人当たりの公園面積の少なさを挙げていたが、それは川崎市特有の事情なのか。それとも、多くの都市部では同様の状況であるのか。

(川崎市) 都市部で、1人当たりの公園面積が充足しているというところはあまり無いのではないかと。本市においても、小さな公園がある程度まとまって設けられている場所はあるが、市全体で考えると1人当たりの面積は不足している。

<通番41：開発行為の許可権限の希望する市への移譲（東広島市）>

(高橋部会長) 開発審査会への提案基準を、条例による事務処理特例制度により、開発許可権限を有する市町村が独自に策定することとできないのか。

(東広島市) 県の開発審査会に諮ることになるため、市の判断のみでは基準を改正することはできない。

(小早川構成員) 許可権限が移譲されても基準は市独自で策定できないのか。

(池田参事官) 他県にも聴き取りを行ったところ、開発審査会にかける提案の基準は、ある程度定型化されているようだ。運用の仕方は各県によって様々であり、類型に当たらないものでも個別に付議しているケースもあれば、類型に該当しないのであれば、付議は断っている県もあると聴いている。

(東広島市) 都市計画法第34条第14号とは別に、市街化を促進するおそれがないものについては、第12号に基づき開発許可の基準を市独自に条例で定めることは可能である。しかし、この場合でも、事前に県の開発審査会に諮ることとされている。

(高橋部会長) 開発許可権限を有する市町村が提案したいと言えば、開発審査会は断れないのではないかと考える。その辺りの実務的な整理が要る。

(小早川構成員) ここは解釈論争を展開する場ではないだろうが、議を経てというのは、判断基準も開発審査会が決めるということだろうか。

(高橋部会長) その辺りはこれから検討が必要であろう。

県との事前協議にはかなりの時間を要するのか。

(東広島市) 資料作成や日程調整で2週間程度要する。また、県からの指摘事項を整理する必要もあり、それに2週間程度、合わせて事前協議には1カ月程度必要。さらに、正式に開発審査会に諮る場合、委員への説明資料等についても確認されるため、それへの対応等を行う時間もあり、開発審査会を持つ市と比べて約2カ月は余分にかかっている。

(高橋部会長) 県の開発審査会への説明をするに当たり、県が内容を確認するのか。

(東広島市) 開発審査会の事務局を県が持っている関係上、事前に県と相談し、認められたものについて開発審査会に諮っている状況である。これは、他県でもおおむね同様であると聴いている。

(高橋部会長) 資料3の18ページの「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等」に、開発審査会への

諮問に期間を要する理由として、「県や他市の案件との日程調整」が挙げられているが、県や他市の都合で開発審査会の日程が先送りとなることもあるのか。

(東広島市) 他市の案件に合わせて開催の期日がずれることもあるし、委員や県の担当者の予定や県議会の日程などとの調整で時間がかかることもある。

(高橋部会長) 市に開発審査会が設置された場合、委員や事務局の体制等について担える展望はあるか。

(東広島市) 現在、建築審査会や都市計画審議会を市で有していることや、本市には3つの大学があることを踏まえると、人材の確保に問題はないと考える。

(伊藤構成員) 開発審査会に付議する提案の基準は、県の基準なのか。

(東広島市) 平成17年度までは県の基準であったが、平成18年度以降は、開発許可の事務の移譲を受けた市が、従来の県の基準であったものを新たに市の基準として独自に定めたことから、現在は市の基準となっている。

(伊藤構成員) 市の基準の緩和について、県が意見を出すのか。

(東広島市) あくまで県の審査会であるため、そのような面もある。また、県下共通とまでは言えない、特定の市の課題はなかなか取り上げられにくい状況にある。なお、県内で開発審査会を独自に有する市では、本市が求める基準の改正を既に開発審査会に諮り、実際に運用していると聴く。

(小早川構成員) 支障を解消する方策の一つとして、市の基準を改正しやすくすることもあり得ると考えるが、県と基準改正について協議したことはあるか。

(東広島市) 過去に協議してきたが、県の見解としては、基準改正が市街化調整区域における市街化の促進につながるものではないという整理が必要であるとのことから、開発審査会へ諮るまでは至らなかった。

<通番42：町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止（酒々井町）>

(高橋部会長) 本提案の趣旨は、協議は残し、同意のみ廃止するということであり、協議は必要ということか。

(酒々井町) そのとおり。

(高橋部会長) 同意であると県のガイドライン等に拘束されるのか。

(酒々井町) 同意となると県の計画との整合性をより考慮する必要が生じ、町の意向を一定程度譲歩しなければならないことがあった。同一の都市計画区域内で、佐倉市は協議、酒々井町は同意となっている点も踏まえ、協議で一本化してもらいたい。

(高橋部会長) 佐倉市では、同じ一体的な都市計画区域内でも、地域の独立性を踏まえた計画が可能になっているのか。

(酒々井町) そうではなく、今後、町では市街化調整区域にある既存駅の活用について県と協議する予定であり、過去、県との同意協議により制約が生じたことから、今回の提案に至った。

(高橋部会長) 従来からの懸案であったが、県と協議しても解決しないのか。

(酒々井町) 県との話し合いはこれからであるが、事前の確認において、市街化調整区域内で地区計画を定めるのはかなりハードルが高いという意見は受けている。

(小早川構成員) 現行は、佐倉市とあわせて一体の都市計画区域内において、都市計画の内容に関しては、市町でそれぞれ決定し、佐倉市は単なる協議、酒々井町は同意が必要であるという仕組み。そのこと自体が妙な感じもするが、問題はないのか。両市町との間で協議して決めることであると考えるが、その際、市は自由だが町は県の同意が必要であるため自由でないということはないのか。

(酒々井町) 市は市、町は町で手続きを行うため、市との関係では問題は生じていない。

(小早川構成員) 例えば、佐倉市と酒々井町を通る道路をそれぞれ都市計画決定する場合、県が酒々井町には同意しない、佐倉市には同意がないために市に任せるとすることも制度上は可能であるが、問題は生じないのか。

(酒々井町) それはない。

(高橋部会長) 両市町で一体的な計画を作る場合、町は同意が必要なために、計画の自由度という点で佐倉市にも影響することはないか。

(酒々井町) 今回、懸案となっている部分は、酒々井町の中の市街化調整区域に係る地区計画であり、佐倉市との調整は必要ないものである。

(磯部構成員) 県が佐倉市と協議をする際の判断基準と、酒々井町と同意協議をする際の判断基準は同じものか。

(酒々井町) そのとおり。

(磯部構成員) 市は協議のみであるため独自に判断できるが、町村は同意がないとできない点に違いがあるのか。

(酒々井町) 同意では県が定める上位計画との整合をより綿密に図らなければならず、協議のみとなればそれが緩和されることを期待している。

(磯部構成員) 趣旨説明の中で例として挙げられたアウトレットについて、拡張を検討しても、ガイドラインに反している場合は同意されないのか。

(酒々井町) ガイドラインに反していたという事例ではない。県の上位計画において工業系に位置付けされている地区へ、用途が準工業であっても商業系の土地利用が地区面積の過半を超えて変更することは、少々行き過ぎではないかという意見が県から出され、タイムスケジュール的なものもあり、町の計画を変更したということ。

(高橋部会長) 行政能力について、人口要件のほかに、行政能力で一定数の市よりも町として自信があるというような指標はあるか。例えば都市計画に携わる職員数、税収、財政規模など、様々な指標がある。

(酒々井町) 小さい町であるため、財政規模や職員数は比較しにくいですが、都市計画についての経験はあると認識している。

<通番2：都市計画の軽易な変更の見直し（二本松市）>

(高橋部会長) 都道府県と市町村の都市計画の軽易な変更の範囲について、アンバランスだという指摘は理解できる。市町村決定の都市計画について、軽易な変更として認めるべき具体例はあるか。

(二本松市) 二本松市では、道路を都市計画事業として施行する場合、県の事業認可を得て取り組むことになるが、例えば地盤が悪いところが出てきた際に、都市計画を即座に少し変更して、施行地を少しずつ減らすことができれば、工事期間を短縮でき、費用も少なく済む。

また、最近の事例として、都市公園を多少拡張した敷地にプールを作ることとなったが、都市計画決定した都市公園の面積も変更して事業を行えば、土地に対する制限をかけた上で土地の取得等ができた。今回は地権者の反対等は無かったが、反対等があった場合、建物が建てられてしまい補償費等が莫大になることも考えられるので、公園の拡張などの事業を迅速に実施したいときには、時間をかけずに都市計画の変更を行いたい。

(小早川構成員) 今の説明は、県の場合だと軽易な変更になるのに、市町村の場合はそうならない。公園で言うと、都道府県では面積の拡張は20%未満であれば軽易な変更として認められているのに、市町村ではそうではないということに関する話か。

(二本松市) そのとおり。そもそも、市町村が県と協議する理由は、県で定めるマスタープランとの整合性を図るためと、一の市町村を超える場合、調整の必要性があるためとされている。しかし、最初の都市計画決定の時点で、県の方針とは整合性を図っている。軽易な変更においては、変更はするにしても、最終的な目的、目標となるとは変わらないはずである。そのため、一の市町村以外に影響が及ぶ可能性は低い。県と国の間で同意協議が不要となっているものについては、県と市町村の間でも軽易な変更として認めても良いのではないか。

(小早川構成員) 市は県の同意が不要であり、町村は必要ということとも関連するのか。同意を要するとは、県がそれだけ都市計画の中身に関わるということである。市では同意不要であることが前提となっているとすれば、少なくとも市に関しては軽易な変更の範囲を見直すという提案になるのか。

(二本松市) 本市の提案では、市に限ってはいないが、類似の提案をしている横浜市では、特定の市について認めるべきという提案になっている。

(高橋部会長) 軽易な変更として考えられる例を、もう少し具体的に考えてほしい。現時点で何か挙げられるものはあるか。

(二本松市) 都市計画決定しながら20年以上着手していない都市計画道路について、今後住民と一緒に取扱いを検討していく中で、少々の変更でも手続に時間を要すると、住民の理解も得にくくなる。

また、都市計画が決定した土地には建築物の建築制限等もかかるため、見直しの手続は簡単に済ませ、良好なまちづくりに寄与したい。

<通番1：一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲（函館市）>

(高橋部会長) 一々全体としての計画変更を行うのは、手続の無駄とも考えられる。

一方で、都市計画道路については、一体的に都市計画決定をすることに一定の意味があるものもあり、制度改正により市町村道の変更が可能となった場合に、道路の流量などが変わり、更に混雑が深刻になることも想

定されるが、どのように考えるか。

(函館市) 国道と一般市道が1つの路線になっており、国道が4車線で供用されているところ、市道の部分だけ市決定で2車線に変更可能という改正になった場合、国は難色を示すと考えられる。

ただ、本提案は、そのような大きな内容の変更についても、隅切りや一部の線形などの変更についても、全て大臣協議が必要な都道府県決定として、同じスケールの中で判断されていることから、その点について見直してほしいというもの。

(高橋部会長) そうであれば、市町村道部分のみの変更という要件に加えて、全体としての軌道の変更がないなど、何らかの限定をすることもあり得ると考える。都道府県が主体でなくてもいいという場合の事例について、想定しているものはあるか。

(函館市) 3~4キロも離れたところに国道があり、それには全く関係ない部分の変更であるとか、軽易な変更に対応する程度の振れなどについては、市が独自決定できる手続になればと考える。

(伊藤構成員) 紹介のあった事例では、国道や道道が距離的にはかなり短く、全体の市道の変更とは関係ないところにある。先ほど軽易な変更という説明があったが、場合によっては国道や都道府県道が延長の面では大部分を占める一方、市道がごく一部であって、かつ、そのごく一部について軽易な変更をするときに、市の権限で行えるようにしてほしいということも考えられる。

(磯部構成員) 変更部分が主に市道であって、国道や道道への影響が小さいと見られることや、変更自体が軽微な範囲に留まることなど、制約条件をどう設定するかが課題である。

現在、このようなことを道道に一部関わるとして北海道に変更を依頼すれば、時間はかかるけれども、北海道は市のまちづくりの観点や交通安全の確保という判断を尊重して、ほぼそのまま計画変更してくれるのか。

(函館市) 都市計画の案を市で作って北海道に協議し、北海道都市計画審議会での審議の依頼をすれば、最終的には市の作った案について手続はしてもらえる。ただし、市の審議会であれば迅速にある程度の資料を自分たちで作って説明するところ、道が手続する場合は道が主体となるため、膨大な量の資料を提出しなくてはならず、また、どうしても時間がかかっているのが実態である。

(伊藤構成員) 市に権限が移譲された場合でも、都道府県との協議は必要であるのか。さらに、同意を要する協議というものもあるが、国と北海道との関係では協議を要するものを仮に市町村が権限として持った場合に、どのように考えるか。

(函館市) 市町村に決定権限が下りてきても、道との協議が必要であると考え。また、市に権限が下りた場合、大臣同意との関係はなくなってくると考えられるため、その辺りの整合は検討する必要がある。

(高橋部会長) これに関して、軽易な変更の手続というのはどうなるのか。

(函館市) 軽易な変更の手続というのは、要は大臣同意の手続が不要になることを規定しているだけであり、今回の提案とは直接関係ない。

<通番4：都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和（埼玉県）>

(高橋部会長) 制度の改正方法について、具体的な考えがあれば示してほしい。

(埼玉県) 都市公園法施行規則第7条の2第3号の最後に、「ただし、駐車場を除く。」といった文言を追加してもらいたい。

現在、駐車場に屋根をつけ、その上に太陽光パネルを載せる仕組みはあるが、埼玉県で提案しているのは、屋根を作って太陽光パネルを載せるのではなく、柱を立て、そこに太陽光パネルを載せれば無駄なく作れるのではないかというもの。そうして、上から見れば屋根的に覆っているようにすれば、来園者の満足度向上にもつながると考えている。

(磯部構成員) 都市公園としての機能を損なうものではないとのことであるが、有事の際ヘリコプターの発着に使うことなども想定されておらず、今後駐車場にパネルを置いても不都合は生じないということか。

(埼玉県) 関係課との協議で、首都直下地震等が起きた際には、自衛隊、警察、消防などの応援の拠点となり、ヘリコプターや大型車が来る可能性も指摘された。その点は具体的な有事の際の計画とのすり合わせが必要である。このため、そうしたすり合わせによって駐車場全面へのパネル設置は難しい場合もあろうが、まずは制度を改正していただきたい。

(磯部構成員) 都市公園法施行規則第7条の2第3号で既設の建築物に係る文言が加えられた当時、太陽光パネルについては、建築物の屋根の上にさほど大きくないものを並べることのみが想定されていたものの、時代に

規定が合わなくなったということか。

(埼玉県) 太陽光パネルの設置基準自体、再生可能エネルギーの普及の段階で出てきたものであり、そこまで古い制度ではない。

(伊藤構成員) 法施行規則第7条の2の「建築物」には、支柱なりパネルのみも含まれるのか。それらが建築物に当たるため、同条第3号に反してパネルを屋根のような形では作れないということか。

(埼玉県) 既存の建築物である屋根上に太陽光パネルを載せることは構わないというのが国土交通省の解釈と理解している。だが、埼玉県では支柱にパネルを載せたいと考えており、その場合占用許可では認められない。

(高橋部会長) 駐車場という例示があったが、それ以外には何かあるか。

(埼玉県) 駐車場が最も効果的である。何故なら、特に水上公園、プールの場合、夏場は利用者が来るが、冬場は利用者があまり見込めないため、太陽光パネルを設置して活用したい。逆に、芝生の広場などは都市公園としての空間的な意味も高く、そこまで設置可能とすることは難しい。

<通番 43：都市公園の廃止に係る規定の弾力化（芦別市）>

(高橋部会長) 国土交通省と「公益上特別の必要がある場合」の要件該当性について、意見交換したことはあるか。

(芦別市) 本提案後に、国土交通省北海道開発局と意見交換は行った。現行法で読みとれないかと言われたが、資料4の51ページに掲載されている「都市公園法運用指針」の「（「公益上特別の必要がある場合」について）」を読むと、該当しないという意見は伝えた。

(高橋部会長) 土地収用法と文言がほぼ同一であるため、土地収用法に倣ってこの法令ができていると考えると、難しいという市の判断もあり得る。他方、法律の文言は法令それぞれで解釈するため、必ず土地収用法の規定に準拠して読まなければいけないのかという点については、国土交通省に確認する必要がある。その上で、仮に国土交通省から土地収用法の規定に準拠した形で読まなければならないという回答があれば、当然、何らかの法的な手当をお願いすることが考えられる。

(伊藤構成員) 都市公園法運用指針は技術的助言であって、国土交通省としての考え方は示されてはいるものの、必ず遵守しなければいけない性質のものでもないだろう。コンパクトシティを目指す、あるいは遊具が老朽化し非常に危険であるという理由は、かなり公益性の高い判断であると考えられ、現行でも廃止可能とも考えることができるが、その点について国土交通省の考えを確認しなければならない。

加えて、実際に都市公園を廃止した地方公共団体について知っていれば、その団体がどのような経緯で行ったのか教えてほしい。

(芦別市) 具体的な例は把握していないが、廃止する場合、まず北海道と協議する。北海道と協議をしたときには、現行規定下では完全に廃止することはできないという旨の回答だった。

(高橋部会長) 北海道はどのような立場であるのか。

(芦別市) 都市計画決定された都市公園については、都市計画の手続に則って廃止する。この都市計画決定をするときには、北海道との協議を経て行う。

(高橋部会長) 都市計画決定に際して、これが實際上、協議の基準として使われているのか。

(芦別市) 北海道においては、ここを判断基準としている。

(高橋部会長) 承知した。従来までの解釈が本当に現状に合っているのか検討していきたい。

<通番 31：備蓄（防災）倉庫に係る建築確認等の規制緩和（全国市長会）>

(高橋部会長) 準防火地域の区別なく一律にとにかく10平方メートル以内の倉庫であれば、建築確認は不要とするような取扱いをしてほしいということが最終的な提案とのことだが、法制的にはどのように措置することを考えているのか。

(全国市長会) 建築基準法やその下の政省令等で、こうした防災倉庫について特別な扱いをしてほしい。

(高橋部会長) 建築基準法上、何らかの施設を建築物とは取り扱わないといった除外規定は、過去今まであるのか。

(全国市長会) そこまでは把握していない。

(高橋部会長) 第1種低層住居専用地域で備蓄（防災）倉庫を設置できないという提案もあったが、公益上必要な建築物の中に入れるという提案もあるかと考える。

(全国市長会) 現状では、自主防災組織がつくる防災倉庫を公園の一角に建てるに当たっては建築確認申請が必要になる。第1種低層住居専用地域であれば、公益上必要であることを建築審査会や公聴会を経た上で建築しなければいけない状況であり、地域の自助力というものを高めようとしている中で、果たして実際に人が住むわけでもないような建物に対して、そこまでの手続が必要なのか。ある一定の小さな規模の建築物に例外規定を設けてほしい。

(伊藤構成員) 防火地域、準防火地域で規制がかけられているのは、実際の災害時に安全に使える備蓄倉庫でなければならないという視点があるのではないか。建築確認を経ずとも、このようなことを保証する手立てはあるのか。

また、さらに、市販の簡易なスチール物置について、一般的に流通しているため建築確認を不要としてほしいということだが、転倒防止などの最低限の措置を如何に担保するのか。

(全国市長会) 自主防災組織において設置する防災倉庫を考えており、これは市が認めている団体である。市で補助等を認める際に、安全性等はある程度担保できる。

また、各防火地域等における倉庫の取扱いだが、火災の延焼を止めるための地域指定を否定するものではなく、例えば準防火地域においては、建築物に該当しない高さ140cm未満の倉庫を設置している状況にあるが、倉庫の高さについては、もう少し緩和規定があってもいいのではと考える。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)